

改葬許可申請の手続きについて (石垣市に遺骨等がある場合)

改葬申請提出書類

・改葬許可申請書

【添付書類】

- ・改葬する遺骨の方の死亡年月日が確認できる公の証明書(戸籍謄本等)
- ・申請者と改葬する遺骨の方の続柄の確認できる公の証明書(戸籍謄本)
- ・現在のお墓の管理者からの「埋蔵証明書」(墓の現所有者なら不要)
- ・「改葬先の墓地使用許可証または受入証明書」
※受入証明書(受け入れる全ての遺骨の氏名が明記されたもの、原本のみ。写し不可)
- ・その他市長が必要と認める書類。

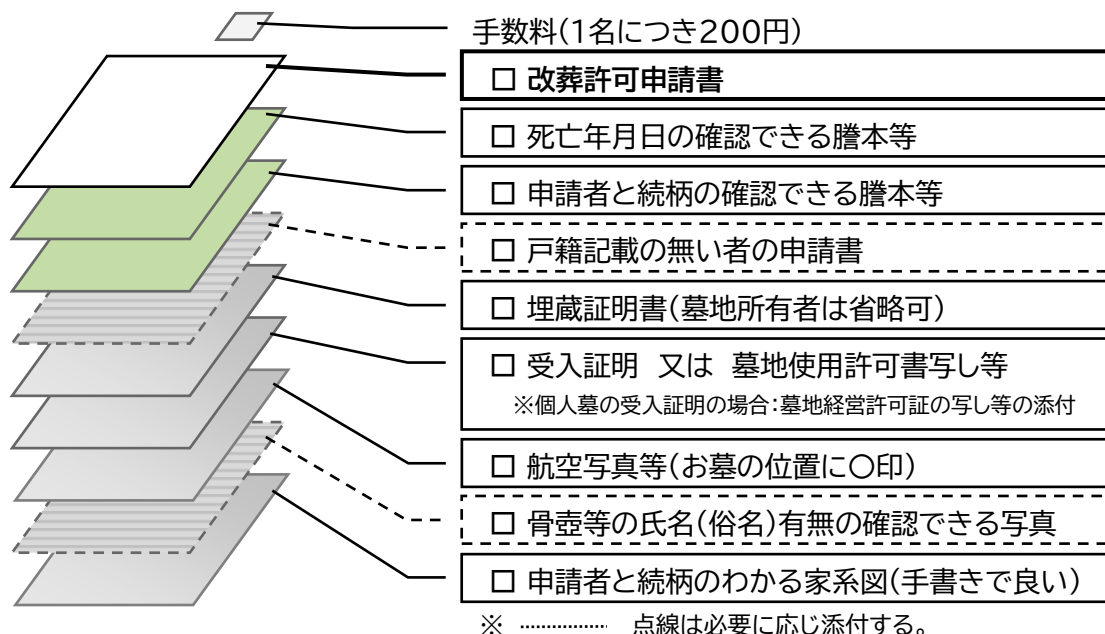
※当日申請での当日の許可証の発行はできません。(事前に申請を行ってください。)

※改葬許可申請手数料 1名につき 200円

※手数料は、石垣市の証紙で支払う。郵送申請の場合は、郵便局の定額小為替で支払う。

※書類提出の時には、改葬許可申請書に押印した同じ印鑑の持参をお願いします。

(例) 改葬許可申請書 提出書類



※墓地を今後使わないときは、別途「墓地の廃止許可申請」を行ってください。

遺骨を火葬するときは、「火葬場利用許可申請書」に「改葬許可証」を添付し 市民課へ提出(予約)します。

火葬施設使用料

区分	単位	石垣市内	八重山地区	その他	共通
遺骨改葬	1体	10,000円	15,000円	20,000円	※2体目から1体につき3,000円

郵送申請の方法 ※封筒に下記の書類を同封してください。

- ・改葬許可申請書
- ・添付書類 一式
- ・手数料(郵便局の定額小為替※金額の過不足は受付できません。)
- ・返信用封筒(切手貼り付け、住所記入をお願いします。)

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里672番地

石垣市役所 市民保健部 環境課

電話:0980-82-1285